

矢板市子ども・子育て会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻10分前までに、受付で住所及び氏名を記入し、会議の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴席に入ることができない方

次のいずれかに該当する方は、会場に入ることができません。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している方
- (5) 帽子、外とうの類を着用している方。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

3 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

4 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会議の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記3の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。